

2021年8月

令和3年8月11日からの大雨による災害により被害を受けられた皆さまへ

株式会社ZEN少額短期保険

大雨による災害により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さまからのお問い合わせを承っておりますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用時の特別措置のご案内】

当社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さまを対象に「保険料のお支払い」ならびに「継続契約の締結手続き」につきまして、災害救助法が適用された日から一定期間猶予させていただきます。また、保険金お支払いに関しましても可能な限りの便宜措置を講じて迅速な保険金のお支払いに努めてまいります。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、当社担当窓口までお申し出ください。

当社担当窓口：0120-860-172(通話料無料)

(受付時間：平日 10:00～16:00 土日祝休)

災害救助法適用地域	法適用日
【佐賀県】 武雄市、嬉野市、杵島郡大町町 【長崎県】 雲仙市、南島原市 【福岡県】 久留米市、八女市、みやま市	8月12日
【広島県】 広島市(全区)、三次市、安芸高田市 山県郡北広島町	8月12日
【島根県】 江津市 邑智郡川本町、邑智郡美郷町	8月12日 8月13日
【長野県】 岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町 木曾郡上松町、木曾郡王滝村 木曾郡木曾町	8月15日

以上